

○国土交通省告示第八百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年七月二十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス・岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里地内から同町小鳥谷字中屋敷上地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里、字高森沢、字仁昌寺及び字中屋敷上地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字中村地内から同町岩館字子守地内までの延長約4,300mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道4号は、東京都中央区を起点として、福島県福島市、宮城県仙台市、岩手

県盛岡市等を経て、青森県青森市に至る延長860.1kmの首都圏と東北地方を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道4号（以下「現道」という。）は、岩手県二戸郡一戸町小鳥谷地区の市街地部を通過する唯一の幹線道路であることから、地域住民の日常生活等による地域内交通と青森県と岩手県間の物流等の通過交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な2車線道路であることから、交通容量が不足し、慢性的な交通混雑が発生している。ちなみに、平成18年2月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字野里上地点において、12,195台/日、混雑度は1.43となっている。

また、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足しない箇所が4箇所存在するほか、現道の存する地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定され、冬期間の最大積雪深が平均96cmにも及ぶ地域であるが、路肩及び歩道の幅員が狭小であるため冬期には十分な堆雪幅を確保できず、円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行が確保できないため、主要幹線道路としての機能が著しく低下している。

本件事業の完成により、現道における交通混雑の緩和が図られるとともに良好な線形及び冬期に必要な堆雪幅を有したバイパス道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成16年11月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境調査を任意に実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、そのうち8箇所については調査が完了している。残る2箇所についても、岩手県教育委員会等と協議を行い、その保護について十分に留意して事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令第3種第2級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、西側ルートバイパス案（申請案）のほか、現道拡幅案及び東側ルートバイパス案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、現道拡幅案との比較では、支障家屋が少ないこと、工事期間中における迂回路の確保を要しないこと、東側ルートバイパス案との比較では、支障家屋は多いものの既存市街地及び現道からの接続性に優れること、土砂等の崩壊の危険性が高い急峻な丘陵山地を回避し交通の安全性を確保できること、さらに、申請案の事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生しているだけでなく、線形が不良であるなど、安全かつ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に線形が良好である道路を整備し、交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本件事業沿線の一戸町の町長及び議会議長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県二戸郡一戸町役場